

# 6 赤池支所と方城支所に税務関係職員が出張します 臨時申告会場を設置

合併から一昨年来、申告の受付を福智町役場本庁舎の1箇所のみで申告受付を行っていましたが、今年も昨年同様に臨時会場を赤池支所と方城支所に下記の日程で設置。税務関係職員が出張して申告の受付・相談を行います。なお、所得のない人の申告は、臨時開設期間以外でも支所で受付できます。

● 赤池支所 ☎ 28-2004

期間 **2月23日(木)、24日(金)、27日(月)**  
時間 8時30分～12時・13時～17時15分  
会場 保険福祉係横

※ 赤池支所での申告期間は3日間です。申告会場は1階(玄関入って左側奥)です。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり本庁舎でも申告ができます。

役場本庁まで出向かなくても各支所で申告できるようになりました。ぜひご利用ください。



● 方城支所 ☎ 22-0520

期間 **2月28日(火)、29日(水)、3月1日(木)**  
時間 8時30分～12時・13時～17時15分  
会場 住民庶務係横

※ 方城支所での申告期間は3日間です。申告会場は1階(玄関入って左側)です。なお、臨時会場に行けない場合は、例年どおり本庁舎でも申告ができます。

# 7 平成24年度から適用される住民税の税制改正 町民税・県民税に係る改正

平成23年度の税制改正で、16歳未満の扶養控除と寄附金控除の額が変わります。また、公的年金収入が400万円以下で年金以外の所得金額が20万円以下の人の確定申告手続きが簡素化する制度が創設されました。

## ● 扶養控除の見直し

### ▶ 16歳未満の扶養親族について

16歳未満にかかる扶養控除(33万円)が廃止されます。

### ▶ 16歳以上19歳未満の特定扶養親族について

16歳以上19歳未満にかかる扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、扶養控除の額が45万円から33万円になります。

※ 16歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されますが、町・県民税の非課税限度額の算定に、扶養親族の数をを用いるため、16歳未満の扶養親族についても申告する必要があります。

## ● 同居特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養親族または控除対象配偶者が同居特別障害者(障害1、2級もしくは相当で同居)である場合の、同居特別障害者加算(住民

税)23万円は廃止され、同額が特別障害者控除額に加算されます。  
※ 16歳未満に対する扶養控除の適用はありませんが、障害がある場合は、障害者控除が適用されますので申告をお願いします。

## 【同居特別障害者に対する障害者控除額(改正前・改正後)】

配偶者および扶養親族に対する障害者控除額	改正前	改正後
障害者控除	26万円	26万円
特別障害者控除	30万円	30万円
同居特別障害者控除(新設)	—	53万円
同居特別障害者の配偶者・扶養控除加算	23万円	—

## ● 公的年金所得者の確定申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、雑所得以外の他の所得金額が20万円以下の人は、確定申告書の提出が不要となりました。ただし、確定申告をすると税金が還付されるケースもありますので、ご確認ください。

※ 2月13日(木)～3月15日(金)の間の「たがわ情報センター」で申告される人は、昨年と受付開始日が異なりますので、ご注意ください。

※ 青色申告や住宅ローン控除を初めて適用する人など、役場で受け付けできないこともあります。ご了承ください。

※ 昨年、農業所得の申告をされた人は、申告書の控えと収支内訳書の控えをご持参ください。

※ 医療費控除の明細書は、事前に記入してください。申告会場で記入すると時間がかかります。



# 4 個人住民税所得割からの 住宅ローン控除

税 源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除(経過措置)のほかに、新たに平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人について、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の住民税から控除する制度が創設されました。

## ● 住民税からの住宅ローン控除の対象者

### ▶ 平成21年から平成25年までに入居の人

次の①②のいずれか小さい額が住民税所得割から控除されます。

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じた額(上限97,500円)

### ▶ 平成11年から平成18年までに入居した人

地方税法改正により、確定申告書の添付書類や給与支払報告書(源泉徴収票)の摘要欄が整備され、「平成〇年度分市・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が、原則不要となりました。

## ● 住民税の住宅ローン控除の対象とならない主な場合

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ① 平成19年および平成20年に入居した
- ② 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる
- ③ 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない
- ④ 所得減少や他の控除により翌年度の住民税がかからないなど

## ● 手続き・確認事項について

▶ 平成23年に入居された人は、「入居初年分」として所得税の確定申告書を田川税務署(2月13日(木)～3月15日(金)の間は「たがわ情報センター」)へ提出してください。

▶ それ以外で、住民税からの住宅ローン控除の適用がある人については、原則「町・県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。ただし、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日などが記載されているかをご確認ください。

※ 記載が無い場合は、住民税からの控除を受けることができません。

# 5 所得税に係る寄附金控除適用額が引き下がりました 寄附金控除が拡充

平成23年度の税制改正で寄附金控除が拡充されました。昨年来まで控除対象団体に寄附した額が5千円以下の場合、控除の対象外でしたが、本年度から2千円以上の寄附で控除の対象となります。



住民税において、一定の限度まで所得税とあわせて控除されます。

## ● 寄附金控除の対象となる団体

- ① 指定寄附金(所得税法に基づき財務大臣が指定した寄附金)
- ② 独立行政法人に対する寄附金
- ③ 地方独立行政法人に対する寄附金
- ④ 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
- ⑤ 公益社団・財団法人に対する寄附金(所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む)
- ⑥ 学校法人に対する寄附金(学校の入学に関する寄附金は対象となりません)
- ⑦ 社会福祉法人に対する寄附金

## ● 更生保護法人に対する寄附金

- ⑧ 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑨ 認定NPO法人に対する寄附金(当該法人が行う特定非営利活動にかかる事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益がおよぶと認められるものを除く)

## ● 寄附金控除の対象

2千円以上の寄附が控除の対象になります。

※ 申告の際には必ず寄附金の領収書が必要になります。お忘れのないようご注意ください。

## ● 手続きの方法

平成23年中に寄附を行ったかたは、次の手続きが必要です。

### ① 確定申告をするかた

確定申告書に寄附金の領収書を添付して田川税務署(2月13日(木)～3月15日(金)の間は「たがわ情報センター」)または、福智町役場(2月16日(火)～3月15日(金)の間)で申告を行ってください。

### ② 確定申告の必要がないかた

町県民税の寄附金税額控除申告書の提出が必要となりますので、申告書に寄附金の領収書を添えて3月15日(金)までに役場税務課へ提出してください。